

届出事項等の異動届

平成 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称.....

事務所の所在地 青森県.....

代表者の氏名.....<sup>㊟</sup>

(注) 新の届出で記入すること

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第7条  
の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| 異動事項                    | 内 容 |                      |              | 異動年月日 |              |
|-------------------------|-----|----------------------|--------------|-------|--------------|
| ふりがな<br>政治団体名           | 新   |                      |              |       | 平成<br>.<br>. |
|                         | 旧   |                      |              |       |              |
| 主たる事務所の所在地              | 新   | (〒 - ) 電話 ( )<br>青森県 |              |       | 平成<br>.<br>. |
|                         | 旧   |                      |              |       |              |
| ふりがな<br>代表者             | 新   | 氏 名                  | 住 所          | 生年月日  | 平成<br>.<br>. |
|                         |     |                      | (〒 - )電話 ( ) | 大・昭・平 |              |
| ふりがな<br>会計責任者           | 新   |                      | (〒 - )電話 ( ) | 大・昭・平 | 平成<br>.<br>. |
|                         |     |                      |              |       |              |
| ふりがな<br>会計責任者の<br>職務代行者 | 新   |                      | (〒 - )電話 ( ) | 大・昭・平 | 平成<br>.<br>. |
|                         |     |                      |              |       |              |
| 国会議員関係<br>政治団体の<br>区 分  | 新   |                      |              |       | 平成<br>.<br>. |
|                         | 旧   |                      |              |       |              |
| そ の 他                   |     |                      |              |       | 平成<br>.<br>. |

(備考)

- 1 異動の日から7日以内に届け出ること。
- 2 異動のない欄は、記載しないこと。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 4 「その他」の欄には、①主たる活動区域、②支部の有無、③規約、④課税上の優遇措置の適用関係の有無等に異動があった場合に、その旨を記載し、関係書類を添付すること。

- 5 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 6 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 7 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。